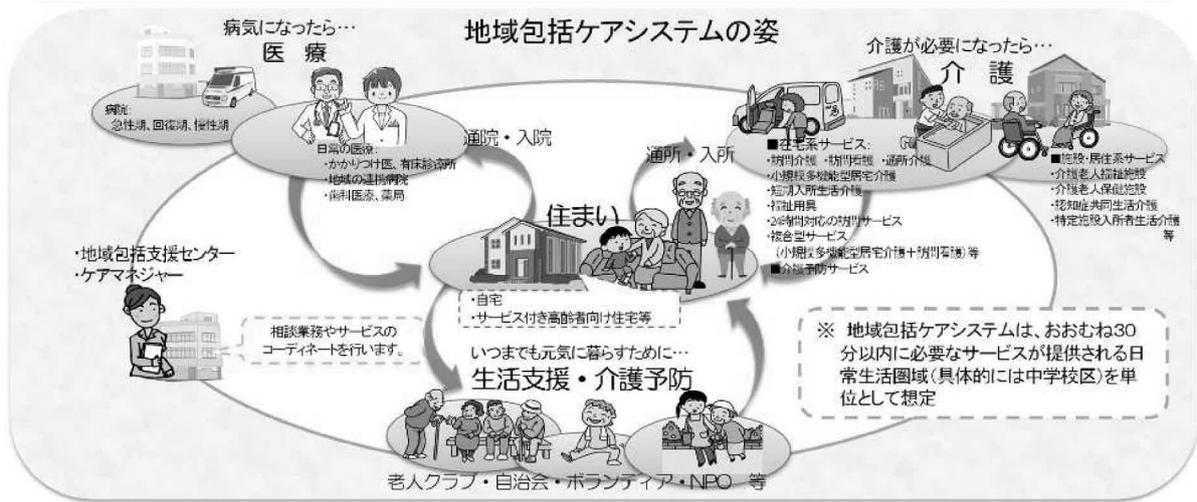


図表 6-1-1 地域包括ケアシステムの姿

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



資料：厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」

本計画では、2019（令和元）年6月に国においてとりまとめられた「認知症施策推進大綱」に沿って、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症の人や家族の視点を重視しながら認知症施策を進めていく必要があります。

（２）地域包括ケアシステムの推進

・地域特性等に応じた介護サービス基盤整備

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の介護保険施設、認知症高齢者グループホーム等の居住系サービス、訪問介護等の在宅サービスなどの介護サービス基盤について、認知症など利用者の状態に応じてそれぞれの役割や機能を果たしながら、また、関係サービスとの連携を強化しながら取り組んでいく必要があります。

・質の高いケアマネジメントに向けた環境整備

介護支援専門員の高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを推進するため「ケアプランの点検」の強化を行うとともに、介護支援専門員に対し、自らの気づきを促す資質の向上と適正な給付の実施をめざす「ケアマネスキルアップ事業」などにより介護支援専門員がその役割を効果的に果たしながら質の高いケアマネジメントを実現できる環境整備を進める必要があります。

・医療介護連携の推進

切れ目のない在宅医療及び介護の提供体制を構築し、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持ち高齢者を地域で支えていくため、在宅医療・介護連携のための体制を充実させる必要があります。

また、地域の実情に応じた取組みが可能となるよう、PDCAサイクルに沿った事業実施をさらに進めていく必要があります。

（３）介護現場の革新～人材確保・生産性の向上～

福祉・介護サービスのニーズは今後ますます増加、多様化することが予想され、それらを担う人材の育成・確保は非常に重要な課題となっています。

本市においては、これまで国の指針「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（平成19年厚生労働省告示第289号）」に基づき、研修やネットワークの構築などさまざまな取組みを行ってきました。

今後、生産年齢人口の減少などの課題に対応しながら、介護サービスの質の維持・向上に取り組むためには、介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めていくとともに、人材のすそ野を広げていくことが重要です。

I 総論 / 第6章 計画の基本的な考え方

引き続き、処遇改善、多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場改善に取り組むほか、さまざまな視点から将来に希望の持てる魅力ある職として介護職の人材確保に向けた施策を進めていく必要があります。

また、元気高齢者の参入による業務改善など介護現場革新の取組みを推進していく必要があります。

(4) 保険者機能強化推進交付金等の活用による保険者機能の強化

地域包括ケアシステムの推進と介護保険制度の持続可能性の確保のためには、保険者による地域課題の分析と対応が必要であり、保険者機能を抜本的に強化していく必要があることから、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取組みである「地域マネジメント」を推進していく必要があります。

「地域マネジメント」によって、「実態把握・課題分析⇒計画作成⇒取組みの推進⇒実績評価」のPDCAサイクルを繰り返すことが、保険者機能の強化に資する取組みとして求められています。

2017(平成29)年の法改正により、地域の課題を分析して、自立支援、重度化防止に取り組むことが制度化され、客観的な指標を用いて、取組みを評価し、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組みを推進する保険者機能強化推進交付金が創設されました。

さらに、2020(令和2)年度には、介護予防及び重度化防止に関する取組みについて更なる推進を図るため、介護予防・健康づくり等に資する取組みに重点化した介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。

これら交付金を活用して、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な各種取組みの一層の強化を図っていくことが重要です。

(5) 地域ケア会議の課題の検討

地域包括ケアシステムの推進を図っていくためには、個別課題の解決を図る地域ケア会議に加えて、個別ケア会議から見えてきた課題を政策形成につなげるための取組みが必要となります。

地域ケア会議から見えてきた市域レベルの課題については、市地域ケア推進会議で検討し、施策反映に努めてまいります。(P114 図表6-2-1 参照)

また、適切なサービスにつながっていない高齢者個人の生活課題に対して、単に既存サービスを提供するだけでなく、その課題の背景にある要因を探り、個人と環境に働きかけることによって自立支援に資するケアマネジメントを、地域で活動する介護支援専門員が推進できるよう支援することも重要です。

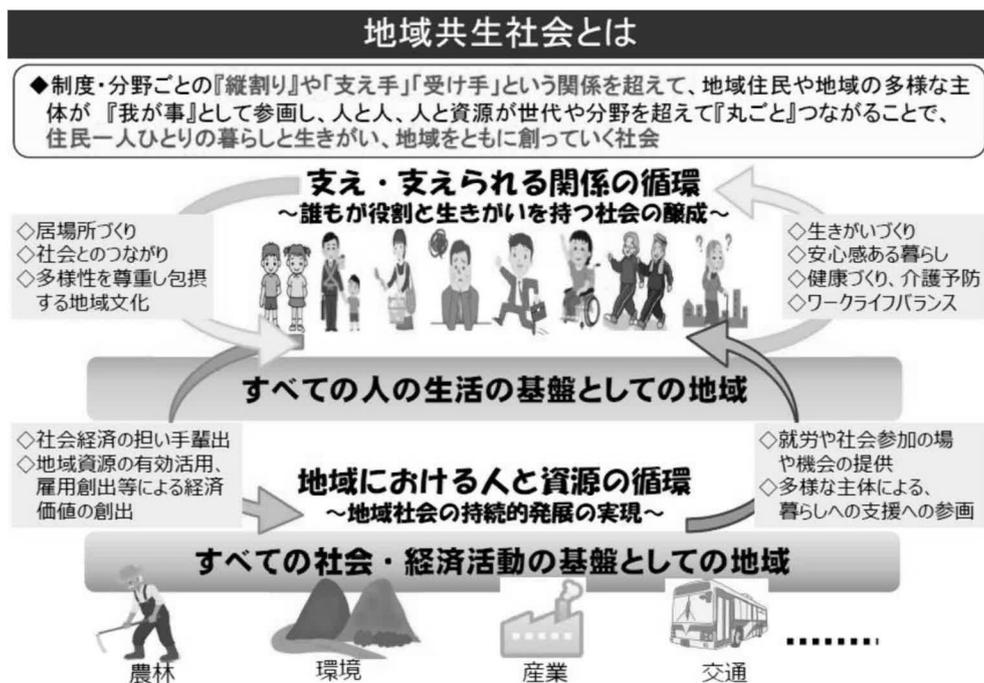
(7) 関係機関との連携と地域づくり（地域共生社会の実現に向けて）

今後高齢化が一層進む中で、例えば、高齢の親と無職独身の子が同居する世帯、介護と育児に同時に直面する世帯など、介護保険制度の中で、高齢者を対象として行われてきた地域包括支援センターによる相談支援やケアマネジャーによる介護サービスの調整、相談支援等だけでは解決できない、複雑化、多様化したケースへの対応が増加していくと考えられます。

これら課題の解決に向けて、地域包括支援センターだけでなく、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等の様々な機関が連携し、区保健福祉センターが中心となり、関係者が一堂に会して支援方針を検討・共有するとともに、支援にあたっての役割分担を明確にする「総合的な支援調整の場（つながる場）」のような複合的な課題を抱えた人や世帯を支援する取組み等を一層進めていく必要があります。

大阪市では、「大阪市地域福祉基本計画」を策定し、地域共生社会（図表6-2-2参照）の実現に向けて、支え合う地域づくりや相談支援体制の確立を進めており、本計画も連携して地域共生社会の実現に向けた取組みを進めていきます。

図表6-2-2 地域共生社会とは



取組みを行っており、今後もひとり暮らし高齢者を支え、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、次の取組みを充実していきます。

※ここでは、ひとり暮らし高齢者を支えるという観点から、ひとり暮らし高齢者のみを対象とした取組みだけではなく、すべての高齢者を対象とした取組みの中で、ひとり暮らし高齢者にも効果が高いと考えられる主な取組みを再掲というかたちで整理しています。各事業の詳細な内容については、それぞれの掲載箇所の記載をご覧ください。

ひとり暮らし高齢者を支えるための主な取組み（再掲）	掲載箇所
1 地域における見守り	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域における見守りネットワークを強化するために、各区に福祉専門職のワーカー等を配置した「見守り相談室」を設置している ➤ 行政と地域が保有する要援護者名簿を整理し、災害時の避難支援等にもつながるよう、名簿を活用した地域での見守り活動を支援するとともに、孤立世帯等への専門的対応を行い、また、認知症高齢者等の行方不明時の早期発見等につなげるための取組みも行う 	P 202
2 権利擁護施策	
<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 認知症などにより判断能力が不十分な高齢者等に対して、法的に権限を与えられた成年後見人等が、本人の意思決定を支援し、福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行うことで、その方の生活を援助する ・あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業） <ul style="list-style-type: none"> ➤ 認知症などにより判断能力が不十分な高齢者等に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理・財産保管サービスなどを行う 	P 204 P 205
3 認知症の人への支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 認知症の人などに対して、必要な医療や介護サービスの導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う ・認知症高齢者見守りネットワーク事業 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 認知症高齢者に位置情報専用端末を利用した発信機器等を貸与し、高齢者が行方不明になった場合に家族等からの連絡に基づく位置探索及び位置情報の提供を行う ➤ 地域の多様な協力者の協力を得て、認知症高齢者等が行方不明となった場合に、氏名や身体的特徴等の情報を協力者にメール等で一斉送信する 	P 208 P 212

護の周辺業務を担う「介護助手（アシスタントワーカー）」等の、新たな人材についても検討に加えるなど、人材のすそ野の拡大に取り組んでいきます。

国においては介護人材の量的確保と質的確保を両立させるため、専門性の高い限られた介護人材をより専門性の高い中核的な職務に重点化する一方で、介護人材のすそ野の拡大を進め多様な人材の参入促進を図ることとされる中、大阪市においても、要支援者等に対するサービス提供にあたっては、訪問介護員による専門的なサービスを身体介護などのより専門性の高いサービスを必要とする方々に重点化するとともに、軽度の要支援者等に対する生活援助サービスを大阪市が実施する研修修了者等が提供することで、専門的な介護人材の機能分化を進めるとともに、集団指導等において研修を周知し新たな介護人材のすそ野を広げる取組みを進めていきます。加えて、介護職員が働きやすい施設等の環境整備について、介護職員用の宿舎の整備について支援していきます。

また、介護職員の安定的な確保を図るとともに、事業主による介護職員の資質向上や雇用管理の改善の取組みがより一層促進されるよう、国の処遇改善加算は段階的に拡充されており、大阪市としても、介護職員処遇改善加算の取得促進に引き続き取り組めます。

（6）在宅支援のための福祉サービスの充実

現状と課題

大阪市では、在宅で生活している高齢者に対する介護保険サービス以外の福祉サービスとして、食事の確保が困難な高齢者等に対し、栄養バランスの取れた配食を通じて利用者の安否確認を行う「生活支援型食事サービス」や、急病や家庭内での事故等発生時の緊急通報体制を整備する「緊急通報システム」、在宅の要介護高齢者やひとり暮らし高齢者等に対し、防火等の観点から自動消火器や電磁調理器、火災警報器の給付を行うとともに、緊急通報システムの利用にあたり電話回線がない方に対して高齢者用電話の給付を行う「日常生活用具の給付」等のサービスを実施しています。

また、在宅の要介護高齢者を介護する家族に対する支援として、介護負担を軽減することを目的として各種の介護用品と引き換え可能な給付券を交付する「介護用品支給事業」を実施しています。

大阪市高齢者実態調査によると、高齢者向け福祉サービス、制度の利用意向については、いずれのサービスも「サービス内容によっては利用したい」と回答した方が多くなっているものの、高齢者向け福祉サービス、制度の利用状況で

○ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅など）

今後の高齢者人口の増加に伴う多様な住まいニーズに対応するため、本計画においても特定施設入居者生活介護の目標サービスの確保に努めていきます。

また、サービスの質を確保するため、事業者の指導を行います。

○ 養護老人ホーム

養護老人ホームは、環境上の理由や経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者のための施設です。大阪市においてはひとり暮らし高齢者や低所得の高齢者が多い状況や、建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいることなどから、施設の改築等について必要な支援を行います。

また、2006(平成18)年度から、養護老人ホームにおいて、入所者の身体機能の低下などで介護を要する高齢者が増加している状況に的確に対応するため、特定施設入居者生活介護の指定を受けることが可能となっており、既に特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設以外にも施設の入所者の状況を勘案しながら、必要に応じ特定施設入居者生活介護の指定に向けた取組みを行います。

○ 軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、身寄りがなかったり、家族との同居が困難な低所得の高齢者のセーフティネットとして重要な役割を担っています。こうした状況を踏まえて、建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいる施設の改築等の検討を進め、必要な支援を行います。

○ その他

介護施設等における看取りに対応できる環境を整備する観点から、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う整備について支援していきます。

（４）住まいに対する指導体制の確保

現状と課題

近年増加している有料老人ホームについては、高齢者を入居させ、入浴、排せつもしくは食事の介護、食事の提供その他日常生活上必要な洗濯、掃除等の家事又は健康管理の便宜の提供をする事業を行う施設であり、市長に設置届を提出する事が義務付けられており、食事提供など有料老人ホームの定義に該当